

◎既存不適格建築物の取扱いについて

○既存不適格建築物とは？

建築した際には建築基準法などの法律に適合していた建築物が、その後の法律や条例の改正、**新しい都市計画の変更など**によって現行の法律に対して不適格な部分が生じてしまった建築物のことです。そのまま使用・利用する事には問題はありません。ただし、一定規模以上の建て替えや増改築などを行う場合は改正後の法律に合わせなければなりません（原則）。

○今後の取扱いについて

現在建っている建物が、用途地域・準防火地域の建築物の用途制限等にあわなくても、壊したり、移転したりする必要はありません。

用途地域の制限により不適格建築物となったものは、建ぺい率や容積率の限度内であれば、現在の床面積の一・二倍まで増改築ができます。

準防火地域の制限により不適格建築物となったものは、建ぺい率や容積率の限度内であれば、床面積 50 m²まで増改築ができます。

不適格建築物の関係書類の提出に係るお問い合わせは、飯塚県土整備事務所建築指導課までお願いします。（特別用途地区の指定による既存不適格についての判断・お問い合わせは、飯塚市都市計画課までお願いします。）